

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	7号	能代市二ツ井町小繁字中島108番3から同市二ツ井町小繁字恋の沢53番3まで	能代河川国道事務所
一般国道	13号	東置賜郡高畠町大字糠野目字仲町東二1496番7から同町大字糠野目字東窪1671番10まで	山形河川国道事務所
一般国道	13号	東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四2485番3から同町大字糠野目字鎌塚台四2414番5まで	山形河川国道事務所
一般国道	13号	東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四2417番2から同町大字上平柳南内野2014番3まで	山形河川国道事務所
一般国道	13号	南陽市栲塚字太子堂397番1から同市栲塚字前田739番1まで	山形河川国道事務所
一般国道	47号	最上郡最上町大字大堀字湯尻1045番1から同町大字大堀字湯尻1242番2まで	山形河川国道事務所
一般国道	47号	最上郡戸沢村大字古口字真柄3000番5から同村大字古口字真柄97番4まで	山形河川国道事務所
一般国道	104号	三戸郡南部町大字苔米地字蒼前11番13から同町大字苔米地字神明下河原67番9まで	青森河川国道事務所
一般国道	112号	山形市飯田西1丁目554番5から同市飯田西1丁目165番11まで	山形河川国道事務所
一般国道	112号	寒河江市大字白岩字東畑6492番1から同市大字宮内字宮の下38番2まで	山形河川国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。